

第 7 2 号議案

中野区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 9 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

住民基本台帳法施行令の改正により住民票に旧氏の記載が可能となったことに伴い、規定を整備する必要がある。

中野区印鑑条例の一部を改正する条例

中野区印鑑条例（昭和50年中野区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「氏及び名の各一部」を「氏名、旧氏」に改める。

第8条第3号中「外国人住民」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第15条第5号中「氏又は」を「氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）又は」に、「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第15条第5号の改正規定（「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。